

平成 27 年度

山形市社会福祉事業団事業計画

I 事業団

(1) 山形市社会福祉事業団は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、市と一体となって、次の社会福祉事業を行う。

① 第一種社会福祉事業

ア 児童養護施設	山形学園の管理運営
イ 特別養護老人ホーム	山形市特別養護老人ホーム菅沢荘の管理運営
ウ 養護老人ホーム	山形市養護老人ホームあたご荘の管理運営

② 第二種社会福祉事業

ア 障害児通所支援事業	こまくさ学園 児童発達支援事業 ひよこ教室 放課後等デイサービス 風の子
イ 障害福祉サービス事業	恵光園 蔵王通勤寮 指定共同生活援助事業所蔵王（グループホーム）
ウ 老人短期入所事業	菅沢荘ショートステイ
エ 老人デイサービス事業	山形市菅沢デイサービスセンター 山形市銅町デイサービスセンター
オ 老人居宅介護等事業	ヘルパーステーションあたご
カ 一般相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく
キ 特定相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく
ク 障害児相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく

③ 指定居宅介護支援事業の経営

④ 日中短期入所事業所恵光園

⑤ 保育所発達相談事業

⑥ 山形市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（市営銅町住宅、市営薬師町住宅、市営南山形住宅）

(2) 社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

① 公益を目的とする事業

ア 山形西部地域包括支援センターの設置経営（南山形、本沢、大曾根、西山形、村木沢地区）
イ たきやま地域包括支援センターの設置経営（滝山地区）

(3) 山形市の福祉施策を規範に、収入に見合った事業団運営を目指し、効率的な運営に向けた経

営改革に取り組むとともに、指定管理者の更新時期にあたり、指定申請を行い、次期指定管理者の指定を受けることを目指す。

〈経営改革の基本方針〉

- ① 給与制度の見直しを図る。
 - ・収支均衡の経営を目指す人事・給与制度の検討
 - ・指定管理料の積算根拠統一に伴う退職手当のあり方検討
 - ② 組織体制の見直しを行う。
 - ・経営の効率化（事務事業の見直し、稼働率向上）
 - ・事業運営と職員配置の適正化
 - ・職員の資質向上、意識改革及び職員研修
 - ③ 財務管理の強化を図る。
 - ・財政の健全化と独立採算
 - ・収入の確保と経費の効率的執行
 - ・内部監査の実施
 - ④ 福祉・介護職員処遇改善加算を利用した介護職員等の処遇改善を行う。
 - ・賃金改善の実施
 - ⑤ 指定管理者評価制度への対応
- (4) 一般事業主行動計画の推進
- (5) 社会福祉法人新会計基準への移行に伴う適正な会計処理及び決算業務の実施

Ⅱ 事務局

1. 法人の総合調整に努める。
2. 指定管理施設等の事業計画及び予算・決算並びにその他重要な事項を審議するため、理事会、評議員会を開催する。
3. 人事管理を事務局に集中し、事務の合理化に努める。
4. 厳しい財政状況を職員に周知し、経費の節減に努める。
5. 給与制度見直し等の事業団経営改革を推進する。
6. 情報公開請求に対する対応及び苦情解決体制の充実に努める。
7. 指定管理者制度の事務の総括

Ⅲ まんさくの丘

障がい者に関する各種法制度が整備され、社会全体でよりきめ細やかで確実な支援が求められる中で、障がい児・者の総合施設としての特性を活かし、各施設及び事業の相互の連携のもとに、幅広く質の高い福祉サービスの実現を目指す。

- (1) 利用者の権利を尊重し、利用者が自己実現を図るため、適正な福祉サービスの提供による総合的な支援に努める。
- (2) 総合的な相談窓口として行政との連携を図りながら、地域で生活する障がい児・者の支援に努める。
- (3) 地域との相互理解を深めるために交流行事等を実施し、地域に親しまれる開かれた施設を目指す。
- (4) 各研修への参加や業務内容の見直し等により、職員の資質と事業の質の向上に努める。
- (5) 日常の訓練や設備の点検等により防災意識を高めるとともに、関係機関・地域との連携を強化し、防災対策の充実を図る。

○施設共通の取組み

- ア 各施設及び事業の連携を図るため、調整会議を開催する。
- イ 苦情対応・解決を図るため、第三者委員会を開催する。
- ウ まんさくの丘まつりの開催や地域行事等への参加による地域交流を推進する。
- エ 施設全体として諸活動を行うため、職員による各種委員会を実施する。
 - ・研修委員会、給食委員会、地域福祉委員会、防災委員会、環境整備委員会、倫理委員会、衛生委員会

1 児童発達支援センター こまくさ学園

児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの療育を行い、情緒の安定、身の自立、運動発達、コミュニケーション手段の獲得、集団生活への意欲等の発達を助長し、今後、子ども達が社会の中で自立していくことができるよう支援する。

平成27年度は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割を充実させるために、療育施設としての専門性をさらに高め、相談支援の充実を図りながら、保育所や保健センター等の施設支援に努め、時代のニーズに応える専門的な発達支援システムの構築を目指し、次の事業を行う。

- (1) 目 標
 - ① 子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていくことができる支援体制の充実
 - ア 発達支援の充実
 - イ 連携体制の充実
 - ウ 人材の育成
 - ② 家族を含めたトータルな支援体制の構築
 - ア 保護者との協働関係の強化

イ 保護者同士のつながりの強化

③ 地域で共に暮らしていく「共生社会」の実現に向けて

ア 様々な形で地域から必要とされ、地域に貢献できる施設づくり

イ 普及・啓発活動の充実

(2) 事業内容

○利用対象者 障がいを持つ幼児

○定員 30名

○開所時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
土曜日（第1・3・5）8：30～12：30

○療育時間 毎週月曜日～金曜日 9：30～15：00
土曜日（第1・3・5）9：30～12：00

① 療育内容の充実

幼児期は人生の土台の時期であり、遊びや生活を通して子どもが自分に自信を持てるよう発達を支援することが大切である。そのためには、自己主張を十分に引き出し、大人に甘えられることが重要で、深い親子関係、愛情の絆（アタッチメント）、人に対する信頼感を育み、子どもが周りの人や社会との交流を持つ自信の源になる。子どもの満たされた心は、様々な活動に挑戦するエネルギーが生まれるということを経験することを療育の本質として捉え、以下の取り組みを実施する。

ア 日常生活における適切な習慣の確立

- ・食事、排泄、衣服の着脱等の仕方や自信と意欲を育てる。
- ・自立性を養い、社会生活への適応性を高める。

イ 生活リズムを整え、健康な心と身体を作る。

- ・生活表の活用（保護者との連携）
- ・基礎体力作り（雑巾がけ、リズム運動、散歩、プール指導等）

ウ 遊びの幅を広げ、遊びの楽しさを通じて自立心を育むとともに情緒の安定を図る。

- ・遊びの質を高める。（自由遊び、設定遊びの工夫と充実）
- ・造形、音楽、視聴覚、言語等領域別の療育を通じ各自の能力を引き出す。

エ 人と関わる楽しさと力を育てる。

- ・基本的人間関係の確立
- ・集団への参加意識を育てる。

② 交流保育

- ・近隣の幼稚園との積極的な交流保育を通して、心の交流、発達の促進を図る。

③ 行事・園外活動

- ・一年を通じ、季節に応じた催しを経験することで、自然や季節を体感し、親子関係を深める。

月	行 事 内 容
4月	入園式、お花見
5月	社会見学、乗馬体験
6月	親子さくらんぼ狩り、療育参観
7月	合宿（1泊2日）、七夕の集い、バスハイク
8月	夏のつどい
9月	遠足、まんさくの丘まつり
10月	親子レクリエーション、乗馬体験
11月	交通安全教室、給食センター見学、療育参観
12月	クリスマス会
1月	だんご木刺し、もちつきお楽しみ会
2月	節分遊び
3月	おひなまつり、卒園式

・地域に積極的に出かけることで、豊かな社会体験を積み上げる。

④ 健康及び衛生管理

- ・各科健診（年2回）、身体測定（毎月）を実施する。
- ・毎日の療育の中で、手洗い・消毒、歯磨き等を取り入れ衛生管理に努める。
- ・変化に富み、バランスのとれた給食の実施に努める。
- ・偏食のない食事の指導に努める。

⑤ 家族支援

ア 保護者と関わり合う中で、悩みや様々な問題の相談に乗り解決できるよう支援する。

- ・個々に応じた療育が進められるよう、連絡帳の活用、療育参観、家庭訪問、個人面談等を実施する。

イ 保護者研修会

- ・茶話会や発達、福祉制度、特殊教育等の学習会の開催
- ・OB保護者との交流会を実施する。

⑥ 地域支援の充実

- ・地域における療育の向上を図るため、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、療育機関等を対象に研修会を開催する。
- ・巡回相談、外来相談、山形市保健センターでの相談室を継続し、相談支援の充実に努める。

⑦ 地域交流の推進

- ・地域交流行事や日々の散歩等を通して地域住民とのふれあいと理解を拓ける。
- ・関連施設及び関係機関との連携に努める。

⑧ 災害及び事故防止対策

- ・療育中の事故、感染症の予防に万全を期す。
- ・園外行事については、無理のない日程・内容で計画し、安全を確保できる体制を整え、事故等の防止に努める。

- ・火災及び地震等の災害を想定した防災訓練を毎月実施し、非常時に備える。
- ・安全で効率的な通園バスの運行に努める。

⑨ 実習生等の受け入れ

- ・後進育成のため、社会福祉士・保育士等資格取得等の実習生を受け入れる。
- ・福祉啓発のため、大学生の介護等体験や小中高生の体験学習を受け入れる。

⑩ 苦情解決

- ・山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、迅速に対応し、誠意を持って円滑な解決を図る。
- ・定期的に保護者への利用アンケートを実施する。

⑪ 情報の公開

- ・山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対処する。

⑫ 虐待の防止のための措置

- ・人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、必要な体制の整備を図る。
- ・虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施する。

⑬ 職員の資質向上

- ・各種外部研修会、視察研修等に積極的に参加し、療育技術等の研鑽を図る。
- ・職場内研修やケース検討会を開催し、療育の質的向上を図る。

2 児童発達支援事業 ひよこ教室

育ちや発達の遅れが心配される就学前のお子さんとそのご家族の方を対象に、個別や小集団での遊びや散歩を通して、お子さんの発達に応じた適切な支援を行うとともに、ご家族の方が子育てに自信を持ち、安心して生活を送ることができるよう療育の相談や助言を行い、児童福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 子どもを育てていくうえで大切なことを親子が一緒に学び、成長する場を目指す。
- ② 関係機関と連携して早期発見、早期療育に努める。
- ③ 子ども・保護者・地域から信頼される教室を目指す。

(2) 事業内容

- 利用対象者 育ちや発達に心配のある幼児
- 定 員 1日10名
- 開所時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～14：30
土曜日（第1・3・5） 8：30～12：30
- 療育時間 毎週月曜日～金曜日 9：30～13：30
土曜日（第1・3・5） 9：30～11：30

① 療育支援

ア 療育やふれあい遊びを通して、お子さんとの関係を深め、より良い母子関係の形成を図る。

- 体操、散歩、自由遊びなど体をたくさん使って遊び、運動機能の発達を図る。
- 人に関わる楽しさと力を育て、集団生活に適応できる基礎づくりを行う。
- 基本的な生活習慣を身につける。

イ 児童発達支援計画による支援の充実

② 家庭への指導助言

- 母親指導
- ファミリーサポート
- 家庭訪問

③ 進路の指導

④ 療育相談会の開催

⑤ 災害・事故防止対策の充実

⑥ 関係機関との連携

⑦ 退園児のアフターケア

3 放課後等デイサービス 風の子

小学生の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に療育の機会を提供し、発達を支援するとともに、療育の相談等を行い、児童福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 子どもの成長を支え、安心して地域で暮らすことができるように支援する。
- ② 余暇活動や生活体験の充実と質の向上を目指す。
- ③ 子ども・保護者・地域から信頼される場を目指す。

(2) 事業内容

○利用対象者 障がいを持つ小学生

○定 員 1日10名

○開所時間 毎週月曜日～金曜日 授業終了後 13：00～17：00
学校休業日 8：30～17：15

○療育時間 毎週月曜日～金曜日 授業終了後 14：00～16：30
学校休業日 9：00～16：30

① 療 育

ア 遊びや創作的活動を通して、児童の発達段階に必要な支援を行い、心身両面のバランスのとれた発達を支援する。

- 自立した日常生活を営むために必要な支援
- 余暇の提供
- 豊かな生活体験や社会体験の提供

イ 児童発達支援計画による支援の充実

② 家庭への指導助言

③ 災害及び事故防止対策の充実

④ 学校や関係機関との連携

4 保育所発達相談事業

山形市の委託事業として、発達が気になる幼児が増加している市内保育所の保育士を対象に保育方法の指導や助言を行い、保育所等における処遇の質を高めるとともに、発達に心配のある幼児の早期発見・早期療育につなげることを目的として次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 保育現場の多様なニーズに対応できるよう、実態把握・観察の徹底を図るとともに、実効性のある助言・指導を心掛ける。
- ② 市こども保育課・保育所との連携を図り、計画的で効率の良い巡回相談を実施する。
- ③ 関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育に努める。

(2) 事業内容

- ① 巡回相談の実施（予約制）
- ② 事例検討会の開催（予約制）
- ③ 関係機関との連携

5 指定生活介護事業所 恵光園

利用者一人ひとりの希望や思いを大切に、個性や特性を活かすことができるように個別支援計画を作成し、その人らしく安心していきいきと活動できる環境づくりと支援サービスの充実に努める。

(1) 目 標

- ① 個々の利用者がより多くの場面で出来るだけ主体的に活動できるように、利用者の思いを受けとめ、家庭と連携してきめ細かな支援に努める。
- ② 利用者それぞれの生活力を高めるため、障がいの特性や適性に合わせ、家庭と連携し、必要な生活習慣や技術等を獲得するための支援に努める。
- ③ 利用者が安心して快適に過ごすことができるように、安全面や健康面に十分配慮した環境づくりに努める。

(2) 事業内容

- ① 営業時間 毎週月曜日から金曜日 8：30～17：15
土曜日（第1、3、5）8：30～12：30
（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

② 個別支援の充実

サービス管理責任者を中心に、利用者の思いや希望を尊重した個別支援計画を作成し、到達目標や支援内容を明確にし、利用者及び家族の合意を得て支援にあたる。

また、個別支援計画に基づく支援の状況について、年度の中で確認及び再検討を行い、必要に応じて計画を見直し支援の充実に努める。

③ グループ活動の充実

身体的な機能や生活力の維持向上に重点を置いたグループと、創作や作業などの活動に重点を置いたグループの2つに分かれて活動し、通年での事業計画や目標等を明確にして活動

の充実を図る。また、活動によっては通常と別のグループ編成を行い、利用者間の交流やそれぞれの活動に適した支援に努める。

④ 領域別活動の充実

ア 自立促進活動

- 生活に必要な基本的な身辺処理能力や社会適応力等を高めるため、日々の活動の中で、自力でできることを増やすトレーニング（食事・更衣・排泄・歯磨き・手洗い等）に重点を置くとともに、園外活動等でより多くの人と交流し、社会性を養うための体験を積む機会を提供する。

イ 創作活動

- 陶芸・手工芸・絵画・音楽等の活動を取り入れ、楽しみながら自発的に自己表現できる活動の機会を設ける。

ウ 作業活動

- 年間を通して菓子箱作り等の生産的な活動を継続的に行い、達成感や充実感を得ながら、集中力を養い作業能力を高めるための支援を行う。

エ 文化的活動

- 季節や自然・伝統文化等に由来する行事や誕生会などの親睦行事を通して、豊かな生活体験を積むとともに、利用者が相互に交流できる機会を設ける。

オ 体力維持・増進活動

- 体力の維持及び増進を図るため、軽スポーツ・散歩・レクリエーション等の他、体力や体調に合わせた機能回復訓練等の活用を図る。

⑤ 家族との連携

通所型事業所の特性を活かし、事業所と家庭が連携協調して課題解決を図るため、電話や連絡帳による情報交換を行うとともに、家庭訪問や個人面談、活動参観や行事等への参加により交流を図り相互理解を深める。

⑥ 地域との交流

地域社会での経験を豊かにし、地域住民からの理解と協力を得るために、園外で活動する機会を増やすとともに、定期的にスポーツ交流を行うなど様々な形で交流を図る。

⑦ 健康及び衛生管理

ア 利用者の高齢化に伴い、健康管理の重要性が増しているため、嘱託医から日常生活上の健康管理について指導を受けるとともに、事業所の看護職員を中心に家族と連携を図り、健康面や衛生面に配慮した細やかな支援を行う。

イ 総合的な健康診断と各科検診（内科・眼科・耳鼻科・歯科）の充実を図り、生活習慣病等の予防に努めるとともに、希望する女性利用者を対象に婦人科検診の機会を設ける。

ウ インフルエンザや感染性疾患等の予防及び拡大防止のため、日頃から細心の注意を払うとともに、関係機関等と連携して適切な対策を行う。

エ 食事による健康維持を図るため、栄養のバランスや食品衛生面に十分配慮しながら、利用者の嗜好を考慮した食事の提供に努める。

⑧ 苦情解決

利用者及び保護者等に苦情解決体制の周知を図り、取り扱いについては、山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、誠意をもって迅速かつ円滑な解決を図る。

⑨ 情報の公開

情報公開の請求に対しては、山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき適正に対処する。

⑩ 時間外預かり支援サービス（レスパイトサービス）の実施

家族の都合等により、営業日の通常のサービス時間帯以外でも、一定の時間帯（8：00～8：30／17：15～18：30）の中で、時間を延長して、利用者を預かるサービス（無料）を行い、利用者とその家族の在宅での生活を支援する。

⑪ 災害及び事故防止対策

ア 利用者の在園時間帯における事故防止に万全を期す。

イ 定期的に登降園時の実態を把握するための調査を行うとともに、必要に応じて登降園時の安全確保に向けた指導を行う。

ウ 火災、地震、風水害等の災害を想定して、防災訓練を定期的実施するとともに、建物や設備面でも非常時に備え定期的に点検を行う。

エ 事業所の外で行事等を実施する場合は、安全面に十分配慮し、無理のない内容・日程で計画を立案し実行する。

オ 送迎車両は安全で効率的な運行に努める。

⑫ 虐待の防止のための措置

ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、必要な体制の整備を図る。

イ 虐待の防止を啓発・普及するため、職員に対する指導及び研修を実施する。

6 日中短期入所事業所 恵光園

在宅で生活する障がい者が、日中の時間帯において、家族等から在宅での支援を受けることが困難な場合、所定の時間帯の中で一定時間にお預かりする事業で、障がい者とその家族が安心して利用できるように、安全面及び衛生面等に十分配慮して事業を実施する。

(1) 事業内容

- ・対象 18歳以上の障がい者（知的・身体・精神）
- ・定員 原則として1日あたり5名まで
- ・営業日 毎日（ただし、12月29日から1月3日までを除く。）
- ・営業時間 8：30～18：30（緊急の場合は相談に応じる。）

7 指定宿泊型自立訓練事業所 蔵王通勤寮

(1) 目標

- ① 利用者本位の視点に立って、個人の個性と特性を尊重した個別支援計画をもとに、就労を伴う生活の安定を図り、自立した地域生活を営むことができるよう支援を行う。

- ② 利用者が安心して円滑に社会参加を果たすことができるように、行政及び利用者が就労する事業所、その他の関係機関等と連携を強化し、地域で支える支援体制の充実を図る。

(2) 事業内容

- 利用対象者 15歳以上の障がい者（知的・身体・精神）
- 定員 20名

① 自立能力開発への支援

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づき、地域で自立した暮らしを実現するために自己選択、自己決定を尊重した個別支援計画を作成して、個人ごとに総合的かつ計画的な支援を行い、必要に応じて利用者合意のうえ、計画の見直しを行い支援の充実を図る。
- イ 地域社会生活に必要な知識の習得を図るため、利用者対象のセミナーを定期的に行う。
- ウ ボランティアや社会資源を有効に活用し、余暇活動の充実を図る。
- エ 経済感覚や金銭の管理能力を高めるため、恒常的に支援・助言を行う。
- オ 利用者の状況に応じ適宜カウンセリング等を行い、課題の解決に努める。

② 就労・日中活動安定への支援

- ア 事業所・関係機関・保護者との連携により、課題の把握と改善に努め、利用者の安定した労働・活動習慣の確立と事業所内での信頼を高めるための支援を行う。
- イ 失業者の雇用対策として、労働関係機関等との連携を強化し、当事者の適性及び希望に沿った再就職を実現するための調整・支援を行う。
- ウ 三恩会の組織を通して、事業所や保護者等との親睦を図るとともに、就労・日中活動を伴う自立生活について理解を深め、意識の共有化を図る。

③ 地域生活に向けた環境整備等の支援

- ア 関係機関、地域住民、事業所、家庭等から理解と協力を得ながら、地域生活に必要な環境の整備を行う。
- イ 利用者の状況に合わせ、グループホームやアパート生活等、地域生活を促進する事業等の拡充を図る。

④ 食事の提供と食生活の支援

- ア 栄養と嗜好のバランスに配慮し、家庭的で健康を増進する食事の提供に努める。
- イ 自立生活に必要な基本的な調理法や、栄養のバランスがとれた適切な外食等について、知識の習得を図れるように支援を行う。

⑤ 健康及び衛生管理

- ア 恒常的に利用者の健康維持及び増進を図る。
- イ 定期的に健康診断を行い、病気の予防と早期治療に努める。
- ウ 体重及び血圧の測定を毎月行い、健康状態の把握に努める。
- エ 健康で衛生的な生活を維持するための基本的な知識と技能の習得を図る。
- オ 感染症の予防と発生後の蔓延を防ぐため適切な対策を講ずる。
- カ 施設の設備及び飲料水等について衛生的な管理に努める。

⑥ 余暇活動への支援

- ア 個人の自由な時間を、趣味等で生きがいを実感できるものにするため、個別の要望に基づいて支援を行う。
- イ 社会見学旅行や季節ごとの行事等を通して見聞を広げ、心豊かな時間が持てるよう支援を行う。
- ウ 利用者自身の希望を取り入れ、自発的な活動につなげられるような支援を行う。

⑦ 地域交流の推進

- ア 社会ルール及びマナーを守ることを基本に、挨拶等の交流により地域住民から理解を得られるよう支援を行う。
- イ 施設や地域での行事を通して積極的に地域との交流を図る。

⑧ 災害及び事故防止対策

- ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練を実施し、防災意識と危険回避能力の向上を図る。
- イ 通勤途上や外出時の交通事故を防止するための安全教育を実施する。
- ウ 就労に関する労働災害について安全教育の充実を図る。
- エ 行事等は、安全確保を最優先した無理のない計画に基づいて実施する。
- オ 施設内の危険箇所を把握し、改善を図り事故防止に努める。

⑨ 家族（保護者）との連携

保護者が参加しやすい保護者会や施設行事を計画し、積極的に参加・協力を呼びかけるとともに、面談など個別に対応することにも重点を置き相互の理解を深める。

⑩ 指定共同生活援助事業所（グループホーム）蔵王の実施

グループホーム6カ所の援護施設としてその運営状況を把握し、世話人との連携を密にしながら、入居者が安全に安心して暮らせる適正な生活環境の整備に努める。

⑪ 苦情解決

- ア 山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、誠意を持って迅速に対応する。
- イ 苦情箱の設置・活用。
- ウ 定期的な利用者アンケートを実施する。

⑫ 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対処する。

⑬ 虐待防止のための措置

- ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、必要な体制の整備を図る。
- イ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施する。

⑭ 職員の資質向上

各種外部研修会や施設内研修に参加し、資質の向上を図る。

8 指定共同生活援助事業所蔵王（グループホーム）

(1) 目 標

- ① 入居者本位の支援体制の確立を目指し、一人ひとりがその人らしく、安全かつ安心して地

域での生活を営むことができるように支援の充実を図る。

- ② 入居者個々の生活の質を高め、心豊かに暮らせるように、世話人との連携を強化するとともに、行政や職場をはじめとする関係機関及び家族等との円滑な連絡調整に努める。

(2) 事業内容

- ・利用対象者 15歳以上の障がい者（知的・身体・精神）
- ・定員 各グループホーム4名（6カ所）合計24名

① 入居者への支援

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、地域で自立した暮らしを実現するために自己選択、自己決定を尊重した個別支援計画を作成して、総合的かつ計画的な支援を行う。また、必要に応じて入居者の合意のもと、計画の見直しを行い支援の充実を図る。

イ 入居者が、入居契約の内容を理解したうえで契約できるよう配慮する。

ウ 入居者が、安全かつ安心して暮らせる生活の場にするために必要な支援を行う。

エ 社会資源を有効に活用し生活の質を高め、生きがいを得るための支援を行う。

オ 現金や預貯金等については、常に入居者が確認できる体制を確立し、取り扱いの適正化を図る。

カ 入居者の就労・日中活動の安定を図るため、事業所、関係機関、保護者と連携し支援を行う。

キ 失業者には関係機関と連携し、状況に応じた適切な対策を講ずる。

② 世話人との連携

ア 世話人と援護施設（蔵王通勤寮）との連携を密にして、入居者や必要な支援に関する情報の共有化を図り適切な支援に努める。

イ 世話人が研修会等に参加し、資質の向上を図ることができるように指導する。

ウ グループホーム運営に関する現金や預貯金等については、常に援護施設が把握できる体制をとり、取り扱いの適正化を図る。

エ 食事は家庭的な献立になるよう配慮し、栄養と嗜好のバランスを考えた健康的な内容にするための助言及び指導を行う。

③ 健康及び衛生管理

ア 協力医療機関等と連携し、入居者の健康管理及び増進を図る。

イ 定期的に健康診断を行い、病気の予防と早期治療に努める。

ウ 体重測定を毎月行い、健康状態の把握に努める。

エ 健康で衛生的な生活を維持するための基本的な知識と技能の習得を図る。

オ 感染症の予防と発生後の蔓延を防ぐため適切な対策を講ずる。

カ 設備及び飲料水等について衛生的な管理に努める。

④ 余暇活動への支援

ア 個人の自由な時間を趣味等で生きがいを実感できるものにするため、個別の要望に基づいて支援を行う。

イ 親睦旅行や季節ごとの行事等を通して見聞を広げ、心豊かな時間が持てるよう支援を行う。

ウ 入居者自身の希望を取り入れ、自発的な活動につなげられるような支援を行う。

エ グループホームの入居者同士が親睦を図れるよう支援を行う。

⑤ 地域交流の増進

ア 社会ルール及びマナーを守り、地域住民からの理解を得るよう助言を行う。

イ 施設や地域での行事を通し、積極的に地域との交流を図るよう助言する。

⑥ 災害及び事故防止対策

ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練を実施して、防災意識と危険回避能力の向上を図る。

イ 通勤途中や外出時の交通事故を防止するための安全教育を行う。

ウ 職場における労働災害についての安全教育の充実を図る。

エ 行事等は、安全確保を最優先した無理のない計画に基づいて実施する。

オ 建物内外の危険箇所を把握し、改善を図り事故防止に努める。

⑦ 家族（保護者）との連携

保護者が参加しやすい保護者会や施設行事を計画し、積極的に参加を呼び掛けるとともに、面談など個別に対応することにも重点をおき、相互の理解を深めることに努める。

⑧ 苦情解決

山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、誠意をもって迅速に対応する。

⑨ 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対処する。

⑩ 虐待防止のための措置

ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、必要な体制の整備を図る。

イ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施する。

9 相談支援事業所まんさく

障がい児・者がそれぞれの障がい特性や身体の状態及び生活環境に応じて、個人の意思や希望に沿った暮らしの実現とその継続を図るため、相談支援専門員等が個人ごとの相談に応じるとともに、市町村や関係機関等との連携により、必要に応じた適切な支援サービスを提供する。

(1) 目 標

① 事業の実施にあたっては、利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

② 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、その他の障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービス提供者等との連携に努める。

(2) 対 象 者 ・障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者
・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児

(3) 営 業 日 ・月曜日～金曜日（祝日、12月29日から1月3日までを除く。）

※ただし、相談の受付は12月29日から1月3日までを除く毎日行う。

・サービス提供時間 9：00～17：00 ※相談受付は24時間

(4) 事業内容

① 指定特定相談支援事業

- ・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援及び利用計画案作成等）
- ・基本相談支援（障がい者・障がい児からの相談を受ける。）

② 指定一般相談支援事業

- ・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）
- ・地域定着支援（24時間受付による相談支援体制の整備等）
- ・基本相談支援（障がい者・障がい児からの相談を受ける。）

③ 障害児相談支援事業

- ・障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助及び利用計画案作成等）

※障がい児の入所サービスは支援利用計画の対象外

④ 山形市及び近隣市町村が実施する相談支援事業業務の受託

⑤ 市町村及び関係機関等（福祉・医療サービス提供者等）との連絡調整

⑥ 障がい福祉サービス支給申請等に関する支援及び書類の受付

⑦ サービス担当者会議の開催によるサービス内容の検討及び調整

⑧ 利用者へのサービス利用計画書の作成と必要に応じたサービス利用計画の変更

⑨ 利用者の居宅訪問と面接によるアセスメントの実施

⑩ 必要に応じて専門性の高い臨床心理士等による外来相談を実施

⑪ その他、利用者及び家族等からの相談に対して必要な助言及び情報の提供を行う。

Ⅳ 児童養護施設山形学園

山形学園は、様々な事情で家庭での養育が困難になった児童を受け入れ、適切なサービスを提供するとともに自立を支援していくことを目的とする施設である。

児童の人権を守り、一人ひとりの生活を安心・安全でより豊かなものにしながら、将来に向かって生きがいのある人生をきりひらいていく力を育むことができるよう、次の事項を重点目標として運営にあたる。

- (1) ユニットケア体制の充実と施設の小規模化への取り組み
- (2) 一人ひとりの心身の発達を支援する処遇の推進、個別ケアの充実
- (3) 家庭や関係機関と連携し、家族再統合にむけての相談・助言及び家庭支援
- (4) 職員の専門性に対する意識改革と資質向上、チームケア体制構築、第三者評価の受審
- (5) 里親支援の充実、子育て短期支援事業の推進、地域交流の推進

1 養育目標

(1) 安心できる生活づくり

ア 児童が健康に安心して生活できる環境や設備を整え、心身が豊かに育まれるように配慮する。

イ 自然や地域と関わる機会を積極的に設け、地域の一員として安心感をもって生活できるように理解と交流を深める。

ウ 児童が家庭環境や生育環境、その他あらゆることで差別や偏見を受けないよう配慮する。

(2) 児童の発達や心理の理解に基づいた援助と個別ケアの充実

ア 児童自身が大切にされていると実感できるよう、常に受容的な姿勢で接することを心がけ、より良い人間関係を築いていけるように援助する。

イ 常に処遇職員と心理職員が連携しながら、一貫性のある計画的な援助に心がける。

ウ 心身の発達が心配される児童は、学校や医療機関、専門機関等と連携を図り発達を促す。

(3) 自立支援計画の策定と評価

ア 施設、児童、家庭、児童相談所との共同作業の中で、一人ひとりの自立支援計画を策定し、互いの連携を図りながら自立に向けた養育や環境調整を行う。

2 事業内容

(1) 被虐待児に対する援助体制の強化

虐待を受けた児童の入所が約7割を占める状況であり、援助体制の強化と充実を図るとともに児童相談所と協力し親へのアプローチを積極的に行っていく。

- ① 心理療法の充実（カウンセリング・セカンドステップ・サードステップ）
- ② 児童相談所や医療機関、関係教育機関との連携強化
- ③ 事例検討会や研修会による職員の資質の向上及び専門性の向上
- ④ 関係機関との連携による親への指導、助言
- ⑤ 親子関係の再調整、再構築

(2) 生活指導（生活リズム・基本的生活習慣の確立等）

生活リズムを整えながら、児童の年齢や発達に応じ、自分の身の回りのこと（基本的生活

習慣)ができるように援助するとともに、暮らしの中で役割を分担しながら、家事作業(洗濯・掃除・食器洗い・配膳等)を導入して指導していく。

(3) 保健衛生管理

- ① 病気については「予防」を第一とし、季節や天候に対応しながら、適切な着衣の調整、手洗い・うがいの励行、採光、空調、害虫駆除、消毒、早寝早起き、投薬管理など事前に配慮し予防に努める。また、児童自身も自ら健康や衛生に意識を持って生活することを基本習慣となるよう育成する。
- ② 清潔で衛生的な生活環境づくりとして、居室内の清掃、寝具類の日光消毒、厨房内や浴室、流しの衛生管理など常に衛生的な状態を保つように努める。
- ③ 新たに看護師を配置するとともに嘱託医や協力病院との連携を強化し、児童の健康管理に努める。(定期健康診断年2回、検便年3回、毎日の健康観察)
- ④ インフルエンザやウイルス性胃腸炎等の感染症防止に努める。(予防接種・手洗いうがい等)

(4) 給食

- ① 食育という観点から、一緒に食べると美味しく楽しいという心と基本的な食事のマナーや調理・食材の知識、スキルの習得により、社会生活を円滑に築いていけるように育成する。
- ② ユニットケア形態における食事提供の体制構築と充実を図る。
- ③ 嗜好調査、残菜調査、希望メニュー、選択メニュー、調理実習、ユニット調理、おやつ作り等を実施し、より豊かな食環境の整備に努める。
- ④ 家庭内で満足した食事が提供されてこなかった児童が多いことをふまえ、食事を通して心身共に満たされることに留意し、いつでも食事が提供できる体制を整える。

(5) 学習・進路

- ① 園内学習に取り組めるように、学習ボランティアを積極的に導入するなど、学習環境の整備を図る。特に、大きく遅れのみられる児童に対しては、個別の学習プログラムを策定する。
- ② 小学校・中学校と定期的な連絡会を設け、相互理解を深めながら連携を図る。
- ③ 進学・就職については、本人の意思や保護者等との関係にも配慮しながら、学校と連携して進める。
- ④ 発達障がいを持った児童に対して適切な支援ができるよう専門機関との連携を図るとともに、職員の資質の向上に努める。

(6) 余暇指導

余暇の自発的で自由な活動を通し、情緒的安定のためのくつろぎを確保し、自立性、個性の伸長を図る。

(7) 園外活動及び行事

社会資源の有効活用を図り、園外活動への積極的参加を奨励し、社会性・自立性の伸長を図る。

- ア 月例行事……誕生会、大掃除
- イ 園外行事……海水浴、グループ旅行、スキー教室、映画鑑賞等
- ウ 地域交流行事……ふれあいまつり
- エ 園内行事……歓迎会、端午の節句、七夕、クリスマス会、もちつき、だんご木さし、ひな祭り、激励会、送別会

(8) 自立生活への支援

- ① 日常生活の中で、物を大切にできる心、感謝する心を育てながら、経済観念を育むように努める。
- ② 高校生については、社会体験（アルバイト、ボランティア等）を通して社会性を養い、具体的なシミュレーションや情報提供により、自立生活に向けての知識の習得や意識の育成を計画的に実施する。

(9) 家庭関係の調整

- ① 園行事や学校行事（授業参観・運動会等）には、可能な範囲で保護者に参加を呼びかけ、親と子の関わりの機会や親子関係の観察の機会を設ける。
- ② 常に保護者との連携に配慮し、養護・自立支援にあたりとともに、家族のファミリーケースワークに努める。
- ③ 夏休み、年末年始、ゴールデンウィーク等に保護者のもとへ適切な判断のもと外泊を実施する。
- ④ 親子関係の再構築においては、家庭支援専門相談員を中心に家庭訪問等を実施し、保護者の状況を確認するとともに、ふれあいルームを活用した親子関係作りや親子状況の確認を行いながら、家族支援の観点に立った支援に努める。
- ⑤ 早期に家庭復帰が見込まれる児童については、家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所と関係を密にして、家族状況の確認を行い、家庭環境の調整を行った上で、児童の意思を確認しながら家族の再統合を図る。

(10) 里親支援

- ① 里親支援専門相談員を中心に、里親サロンの実施等により里親との交流を深め、相互理解を深める。
- ② 里親家庭への訪問、相談援助を行うとともに、入所児童の家庭生活体験や里親委託の推進につながるよう里親、子どもの視点に立った支援に努める。

(11) 地域交流の推進

- ① 地区や学校等の行事に積極的に参加協力し、施設の社会化に努める。
- ② 地域交流行事の開催（ふれあいまつり）
- ③ 地区住民や近隣の福祉施設等に体育館を開放し、開かれた施設づくりに努める。

(12) 苦情解決

児童の権利擁護やサービスの向上を目指し、児童が安心して生活が営めるよう苦情解決のシステムを円滑に機能させる。

苦情があった場合の取り扱いについては、山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、

誠意をもって迅速かつ適正に対応し解決を図る。

(13) 情報の公開

情報公開の請求に対しては、山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対処する。

(14) 災害及び事故防止対策

- ① 防災訓練の実施（総合防災訓練、部分訓練）
- ② 災害時の地域協力体制の構築
- ③ 登下校や外出時の事故防止のため、交通安全教育を徹底する。
- ④ 園外行事については無理のない日程内容で計画し、十分な安全管理に努める。

(15) ボランティアの受け入れ

児童の生活に密着したボランティアを広く募り、生活に潤いと広がりを持てるよう配慮する。(学習ボランティア、余暇活動ボランティア、散髪ボランティア、ピアノボランティア等)

(16) 実習生の受け入れ

- ① 後進育成のため、社会福祉士、保育士等資格取得の実習生を受け入れる。
- ② 福祉啓発のため、大学生の介護等体験学習を受け入れる。

(17) 被措置児童虐待防止

- ・全国児童養護施設協議会の倫理綱領に基づき、必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修を実施する。

(18) 職員研修

- ・各種研修会に参加し、職員の資質向上に努める。

3 山形市こどもショートステイ事業

入所児童の安全、安心な生活環境を重視した上で、社会的なニーズに可能な限り対応できるよう努める。

(1) ショートステイ事業

保護者が、疾病または冠婚葬祭、出産等の理由により一時的に子どもの養育が困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に一週間程度お預かりする事業

(2) トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間並びに休日の不在、またはその他の緊急の場合において家庭で子どもの養育が困難になった場合にお預かりする事業

V 高齢者総合福祉施設「すげさわ」

平成27年度は、各事業所とも①介護報酬による経営の維持②事故や感染症が発生しない施設作り③稼働率・利用者の確保④より良いサービスの提供⑤職員の確保等に努める。

当総合福祉施設は、基本理念である「入所者・利用者、誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して、総合福祉施設として、また「ワンストップサービス」の拠点として、一元的・有機的な連携を図り、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 「すげさわ」にある各事業所の健全な経営
- (2) 人材（職員）の確保、ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援事業所における利用者の確保
- (3) 介護事故、車両事故、感染症、苦情が発生しない施設作り
- (4) 職員の資質向上、職員教育、理念・倫理の徹底
- (5) 地元に必要なとされる施設作り、地元へ貢献できる施設作り

2 事業内容

(1) 総合的な運営

特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの機能を発揮し、総合施設として有機的な連携の中で運営を行う。

(2) 効率的な経営

- ① 個々の事業所の稼働率を保つ。
- ② 支出の内容を見直し、経費の節減を図る。
- ③ 総合施設としての利点を生かし、ワンストップサービス機能を発揮する。

(3) 組 織

- ① 特別養護老人ホーム菅沢荘を長期部門「入所系」として、長期入所者の生活の安定と充実を図る。
- ② ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを「地域サービス系」として、横の連携を密に地域支援機能の強化を図る。
- ③ 入所系及び地域サービス系における4つの部所の責任者が各部所を統括することにより、各部所の責任の明確化と事業の主体性を図る。

(4) 地域関係

- ① 地域交流 敬老会、夏祭り、ボランティアの集い等の実施。本沢小学校、市立第九中学校、山形医療技術専門学校の入学式や卒業式への出席。地区文化祭、地区懇談会等へ参加し地域との交流を図る。
- ② 地域貢献 ア 自主的活動としての昼食弁当の配食サービス事業「いきいき弁当」及びミニデイサービス事業「いきいきサロン」を継続する。
イ 定期的に団地内市道のゴミ拾い等を実施する。
- ③ 地域への情報発信 機関紙「すげさわ通信」を発行する。

- (5) ボランティアの受け入れ
 - ① 福祉啓発と施設の社会化のために広くボランティアを受け入れる。
 - ② 環境の整備や生活の潤いにつながるボランティアの定期的な受け入れ。
- (6) 実習生等の受け入れ
 - ① 後進育成のため、社会福祉士・介護福祉士・介護職員初任者研修・看護師資格取得等の実習生を受け入れる。
 - ② 福祉啓発のため、大学生の介護等体験や小中高生の体験学習を受け入れる。
- (7) 情報の公開
 - 第三者機関による山形県介護サービス情報公表システムの評価実施
- (8) 各種委員会
 - ① 安全衛生委員会
 - ア 職員健康診断（年1回）、夜勤者健康診断（年1回）
 - イ 水道水残留塩素測定（月1回）
 - ウ 各種感染症対策、予防啓発
 - エ インフルエンザワクチン接種の実施
 - オ 健康診断結果による産業医の健康指導及び外部保健師によるメタボリックシンドローム該当者の指導
 - カ 健康作りや感染症等の知識習得に関する研修会の開催
 - ② 防災委員会
 - ア 災害時避難訓練……総合防災訓練、避難訓練、夜間想定避難訓練、積雪時避難訓練、地震想定避難訓練、夜間招集訓練等
 - イ 防災機器取り扱い講習
 - ウ 地域及び近隣施設との防災懇談会の開催
 - エ 非常時連絡網の作成
 - ③ 広報委員会
 - すげさわ通信、家族会だよりの発行、夏祭り実行委員会との共同によるチラシ・ポスターの作成掲示
 - ④ 苦情解決委員会
 - ア ご意見箱の活用
 - イ 第三者委員（会）の活用
 - ウ 介護相談員活動の積極的な受け入れとその効果的な活用
 - エ 定期的な入所者ご家族へのアンケートの実施
 - ⑤ リスク管理委員会
 - ヒヤリハット調査によるデータ蓄積と分析に基づいて、職員に注意を促し、事故の減少に努める。（リスクマネジメント）
 - ⑥ 食事の委員会
 - ア 献立表の掲示

- イ 選択食の希望調査
- ウ おやつ・水分補給の在庫管理
- エ 鍋昼食会・鰻蒲焼昼食・手作りおやつ等の企画実施
- オ 食事についての提案・施行

⑦ リハビリ委員会

- ア 身体機能に適した福祉用具選定のため、情報交換や福祉用具の検討を行う。
- イ 各ユニット内で実施可能な機能訓練の勉強会、実践指導を行う。
- ウ リハビリテーションのアドバイスをユニットに周知する。
- エ 統一した機能訓練を実施するためのアドバイスを行う。
- オ 福祉用具の整備管理を行う。

⑧ レクリエーション委員会

- ア 各ユニットが楽しめる活動の企画・実施
- イ カラオケのど自慢大会等の開催
- ウ 季節毎の装飾を各部所装飾係と連携して実施

⑨ 研修委員会

介護老人福祉施設の人員・設備（施設）、運営に関する基準、情報公表制度に対応する各種研修及び職員の資質の向上に係る下記の研修を企画実施する。

- 感染症対策
- 介護事故発生の防止
- 医療に関する研修
- 虐待防止に関する研修
- 看取り研修
- 防災に関する研修
- 認知症ケアの研修
- 倫理に関する研修
- 身体拘束防止に関する研修

⑩ 褥瘡（床ずれ）対策委員会

- ア 褥瘡予防に関する各職種間の協議・連携・情報交換
- イ 褥瘡形成者の完治に向けた各職種間の協議・連携・情報交換

⑪ 痰吸引委員会

- ア 介護職員が痰の吸引、胃ろうによる経管栄養を実施するための研修や教育
- イ 事故及びヒヤリハット事例の分析検討
- ウ 実施にあたっての手順の検討や見直し

1 指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム菅沢荘

「入所者誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 介護報酬による経営の維持
- (2) 職員一人ひとりの資質の向上、介護技術の向上を図ることにより、介護事故、感染症の発生・拡大を防ぐ。
- (3) 他職種間の連携の強化を図る。
- (4) 入所者に寄り添い、関わりを大切にした入所者主体のケアを目指す。
- (5) 家族とのつながりを大切にし、より一層の信頼関係の構築を図る。
- (6) ベッド稼働率95%（76人）を目標とする。

2 事業内容

(1) 相談援助

- ① 入所申込者の状況把握を徹底し、適切な入所決定を行う。
- ② 自立支援・QOL向上を主眼とするケアプラン体制を構築する。
- ③ 家族へのアンケート（年4回）を基に、家族の要望をケア・施設運営に反映させる。

(2) 生活援助

- ① ユニットケア及び個別ケアを充実するとともに、個々に合ったケアを展開する。
- ② 介護事故に至らぬよう丁寧な介護、優しい介護を実践する。
- ③ 生活の場に相応しい落ち着いた環境作り、季節を感じ取れる環境作りに努める。
- ④ 各種感染症等を予防するために、衛生的な環境保持に努める。また、感染症が発生した場合は、拡大防止を図る。
- ⑤ 統一したケアを提供するために、職員間の情報の共有や周知等の連携を図る。
- ⑥ 生活場面の中でプライバシー保護を徹底する。

(3) 健康管理

- ① 個々の健康管理を徹底し、入院者を少なくする。
- ② ターミナルケア（看取り）は、家族、嘱託医との連携を密にして対応する。
- ③ 協力病院・嘱託医・薬局との連携を強化し、円滑な医療管理体制を構築する。
- ④ 定期健康診断（年2回）を行い、健康状態の把握と処置に努める。
- ⑤ インフルエンザ・結核・疥癬・ノロウイルス等の感染防止に努める。

(4) 栄養管理

① 目 標

- ・医療、介護、厨房との連携を強化する。
- ・より適切な食事の提供に努める。
- ・適切な栄養ケアマネジメントを実施する。

② 事業内容

- ・適切な食事提供のため、看護・介護・厨房の連絡を密にする。
- ・月1回、食事の希望や嗜好を調査し、献立に反映する。

- 特別食（治療食）、希望食（随時）、選択食（毎週1回）、飲酒の日（毎週木曜日）を実施する。
- 売店の管理、生菓子販売（月2回）を実施する。
- 年1回、家族の方を対象に給食試食会を実施する。

(5) リハビリテーション

- ① 訓練計画予定表に基づいた個別もしくは集団リハビリテーションの実施。
- ② 個々の身体機能評価から、より適切なりハビリの実施を進める。
- ③ 職員へのリハビリテーション指導を行う。
- ④ ケア部門との連携を強化する。

(6) レクリエーション

- ① レクリエーションワーカーを配置し、多様なレクリエーション活動を実施する。
- ② 認知症高齢者に対する音楽療法を実施する。
- ③ 心身機能の活性化を図るため、ゲームやカラオケ等を行う。
- ④ いきがいにつながる書道、生け花や創作活動、畑作り等の余暇活動を行う。
- ⑤ 栄養士と協働のもと、入所者との調理活動を月1回実施する。

(7) 行事

- ① 大 行 事……夏祭り、敬老会、芋煮会
- ② 小 行 事……季節のコンサート、お正月、ショッピング、花見、紅葉狩り等

(8) 家族会との連携

- ① 夏祭り・敬老会の共催
- ② 家族との連携強化により、施設に対する理解を深めてもらう。
- ③ 家族との連絡・了解・報告を徹底し、トラブル・苦情に至らないようにする。
- ④ 家族面会の促進
- ⑤ 年1回菅沢荘職員との懇親会を開催する。
- ⑥ 年4回のアンケート調査を実施する。

(9) 高齢者世話付住宅（市営南山形住宅）生活援助員派遣事業

山形市からの委託事業として、特別養護老人ホーム菅沢荘から市営南山形アパートG棟10戸（平成28年3月頃E棟10戸追加受託予定）に生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援するため、次の事業を行う。

〈事業内容〉

- ① 安否確認
- ② 生活指導・相談
- ③ 緊急時の対応
- ④ 一時的家事援助（サービス提供事業者等の調整）
- ⑤ 関係機関との調整
- ⑥ その他日常生活上等の必要な援助
- ⑦ 生活相談日の開催

- ⑧ 市営南山形アパートG棟内の生活相談室の管理
- ⑨ 実績報告書及び各種報告書の提出、関係書類の整備
- (10) 地域支援
 - ① 一般高齢者を対象とした「認知症カフェ」の開催

2 指定短期入所（介護予防）生活介護事業所・菅沢荘ショートステイ

利用者の確保とサービスの質の向上、内容の充実を図りながら次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 利用者の安定的な獲得に努めながら稼働率90%を確保する。
- ② 新規利用者の獲得と定着利用のために関係機関との連携を強化する。
- ③ 職員間の連携、情報の共有を図りサービスの向上に努める。
- ④ 利用者・家族・地域の方から、安心・信頼して頂けるサービス体制を構築する。
- ⑤ 余暇活動及びリハビリ内容の充実を図る。

(2) 事業内容

- ① 利用者の個別のニーズに添った援助計画を立案する。
- ② 利用者の入所時アセスメントを日誌、個別記録に残し、状態把握を徹底する。
- ③ 利用者の身体変化について、職員間の情報の共有と家族への報告・記録の徹底を図る。
- ④ 利用者の確保、新規利用者・緊急利用者を積極的に受け入れる。
- ⑤ 個別援助計画に基づいたリハビリテーションを実施する。
- ⑥ 土・日曜日、祝日の送迎を実施する。
- ⑦ 事故や感染症が発生しない取り組みを実施する。

3 指定通所介護（介護予防）事業所・菅沢デイサービスセンター

〈通常型〉

(1) 目 標

- ① 新規利用者を開拓し、稼働率85%を確保する。
- ② 個々のニーズに応じたケアを目指す。
- ③ 個別機能訓練の充実を図る。
- ④ 多様なニーズに対応できるよう、介護の質及び技術の向上を目指す。
- ⑤ 感染症への危機意識を持ち、感染症の発生・拡大の防止を図る。

(2) 事業内容

- ① 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、12月31日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
- ② サービス提供時間 9：30～16：00
- ③ 個別援助計画に基づいたサービスの提供
- ④ 家族・関係機関との密接な連携の強化
- ⑤ 個別機能訓練、運動器機能訓練の提供

⑥ 次のレクリエーション活動の実施

- 日常活動……喫茶会、畑作り、輪投げ、カラオケ、創作活動、音楽活動等
- 行 事……花見、誕生会、運動会、芋煮会、外食会、初詣、買い物、豆まき、社会見学

⑦ 季節の湯……りんご湯、ひのき湯

⑧ 健康管理……バイタルチェック（毎回）、保健指導（随時）、体重測定（年6回）

⑨ デイサービスセンターだよりの発行（毎月）

⑩ 空き情報の提供

⑪ 山形市委託事業である訪問給食（配食弁当）事業の実施

⑫ 利用者拡大事業を行う。

- いきいきサロン利用者へのPR活動（年6回）
- 無料体験利用（随時）

〈認知症型〉

(1) 目 標

- ① 新規利用者を開拓し、稼働率60%を確保する。
- ② 安心して過ごせる対応、環境を整える。
- ③ 個々の情報や状態把握に努め、個々に応じた介護サービス、活動を展開する。
- ④ 認知症への専門的な知識を身につけ、サービスの質の向上を図る。
- ⑤ 確実な情報提供ができるよう記録を整備する。
- ⑥ 感染症への危機意識を持ち、感染症の発生・拡大の防止を図る。

(2) 事業内容

- ① 営業日時 毎週日曜日から金曜日（ただし、12月31日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
- ② サービス提供時間 9：30～16：00
- ③ 次のレクリエーション活動を行う。
 - 日常活動……創作、ドミノ倒し、お手玉崩し、計算、写書、音楽活動等
- ④ その他通常型の活動に同じ

〈通常型・認知症型共通〉

予防給付に係るサービスの実施

(1) 選択的なサービス

- ① 運動機能の向上（筋力トレーニング）
- ② 栄養改善
- ③ 口腔機能の向上
- ④ レクリエーション
- ⑤ 現行の通所介護の集団活動のメニューのうち、介護予防に資すると考えられるもの

(2) 共通的なサービス

① 生活行為向上支援

介護予防マネジメントを通じて目標設定された自立支援の実現に向けて働きかけ、在宅生活の継続を図る。

② 基本的なサービス

4 山形西部地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、高齢者のニーズや状態の変化に応じた支援を包括的に行う中核機関として、「地域包括支援センター」が設置されている。こうした地域包括ケアを支える公益的な中核機関として主に以下の各事業を委託されており、その業務遂行にあたっては公正・中立的な立場と、地域高齢者のニーズに適切に対応できる「ワンストップサービス」の拠点としての役割が求められている。

開設10年目を迎え、さらに地域の高齢者の生活ニーズに関する実態把握や社会資源情報を基に課題や特徴を把握し、地域の実情にあった地域包括ケアにむけて事業を展開していく。

① 介護予防ケアマネジメント

② 総合相談・支援

③ 権利擁護

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(1) 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

8：30～17：15

(2) 担当する生活圏域

南山形・本沢・西山形・村木沢・大曾根

(3) 配置職員

社会福祉士（1名）・保健師等（1名）・主任介護支援専門員（2名）

(4) 目標

① 地域の将来や地域の強み、日常生活の困り事の実情について、関係機関と情報を共有し、新たな支援に繋げる提案を行う。

② 高齢者の権利擁護に関する制度について、地域住民への周知活動と関係機関（金融機関・医療機関）からの早期発見ルートを確立する。

③ 関係機関とのネットワーク構築を図ることで、支援困難事例の地域ケア会議を積極的に開催し、自立支援と地域での暮らしを支える体制づくりに取り組む。

④ 二次予防事業の積極的な広報を行うとともに、介護保険制度改正へのスムーズな移行と地域住民への周知を図る。

(5) 事業内容

① 総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行う。

② 権利擁護事業（社会福祉士を中心に対応）

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行う。

- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント（主任介護支援専門員を中心に対応）
 - 高齢者の状態の変化に対応した長期ケアマネジメントを支援するため、次の業務にあたる。
 - ア 介護支援専門員の日常個別指導、ネットワークづくり
 - イ 支援困難事例等への指導・助言
 - 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、事例検討会や地域ケア会議を開催し、支援方法の検討と指導・助言を継続的に行う。
 - ウ 居宅介護支援事業所連絡会の開催
 - エ 長期継続ケア
 - 医療を含めた他職種連携のための支援
- ④ 介護予防ケアマネジメント（保健師等を中心に対応）
 - ア 新予防給付と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態になることの予防と要介護状態の悪化防止を図る。
 - イ 介護保険の制度改正に向けての適切な移行を支援する。
- ⑤ 支援センターだよりの回覧
- ⑥ 全地区及び各地区におけるネットワーク連絡会の開催
- ⑦ 一般高齢者を対象とした、はつらつ出前相談、介護者サロン、認知症カフェの開催と支援

5 指定居宅介護支援事業所すげさわ

自立支援に向けたケアプランの実践を目指して、次の事業を行う。

- (1) 目 標
 - ① 健全経営のため、実績の確保に努める。
 - ② 運営基準を満たす書類を整備・統一する。
 - ③ 総合施設の中の事業所として、すげさわの運営に貢献する。
 - ④ 自立支援に向けた適正なケアマネジメントを実施する。
- (2) 事業内容
 - ① 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
 - ② 課題分析とモニタリングの上に立って居宅サービス計画を作成する。
 - ③ 運営基準に則した給付管理票を効率的に作成する。
 - ④ 適切な認定調査票、住宅改修意見書、入所ケアマネ意見書等を作成する。
 - ⑤ 保険者、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所（居宅・施設サービス）、主治医との連携を密にする。
 - ⑥ 最新情報を獲得するため、各種会議や研修会に積極的に参加する。
 - ⑦ 特定事業所加算（Ⅱ）の体制を維持する。
 - ⑧ 予防給付マネジメント（地域包括支援センターの委託を受けて）

Ⅵ 養護老人ホームあたご荘

安全・安心な生活ができる入所者の生活環境を保全するとともに、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な支援体制の充実を図る。

1 目 標

- (1) 歩行困難及び引きこもりの入所者に対し、生活意欲を引き出すための創意工夫した事業を積極的に実施する。
- (2) リスクマネジメント委員会による指摘指導案件の充実及びその対応策の徹底を図り、事故の未然防止に努める。
- (3) 感染症の予防及び感染症の拡大阻止に向け、日頃の予防活動と拡大阻止のための対応策の徹底を図る。
- (4) 身体介助及び感染症対応等の基本研修を実施し、職員のスキルアップを図り、介護サービスの向上に努める。
- (5) 歯・歯茎の健康維持と増進及び適合した義歯装着等による自立度の向上を目指し、訪問歯科診療（介護保険適用）を継続して実施する。
- (6) 防災協定締結5団体との連携強化を推進するとともに、災害を想定した避難場所の確認及び夜間緊急召集連絡訓練等、より具体的内容で防災訓練を実施する。

2 事 業 内 容

(1) 介護予防事業

- ・毎朝のリハビリ体操及び各種行事を実施する。
- ・ニーズに沿ったクラブ活動を実施する。
- ・やまがたぐるり旅（荘内ウォーキング）事業を実施する。
- ・カップス（カップのリズム運動で歩けない方対象）演奏活動を実施する。
- ・折り紙等の創作活動を行い、掲示板や窓・廊下をその作品で装飾し、文化の香りが漂う環境づくりに努める。
- ・食堂当番（箸並べ、清掃等）活動の参加促進を図り、役割をもつことで生甲斐を実感するとともに、責任感と積極性の向上を図る。
- ・市立図書館から直接本を借りる事業を実施し、学習意欲の向上を目指す。

(2) 外部サービス利用型特定施設（あたご荘）の運営

- ・要支援、要介護者への適切な介護サービスを提供する。
- ・特定施設入所者との契約及びケアプランの作成を実施する。
- ・委託する外部サービス事業者（訪問介護、訪問看護、通所介護、訪問入浴、福祉用具貸与）との連携を促進する。

(3) 援 助 活 動

- ① 家事援助（居室清掃、洗濯介助、寝具整理、衣類整理等）を実施する。
- ② 生活援助（通院及び入退院支援、金銭管理等）を実施する。
- ③ クラブ・レクリエーション等の実施

○民謡 ○華道 ○書道 ○芸能 ○大人の塗り絵 ○カラオケ ○昔語りの会

- カメラ ○映写会 ○紙芝居 ○歴史探訪、買い物ツアー ○お茶会
- 街なか探訪（介護タクシー） ○花壇づくり ○干し柿作り
- 誕生祝い（学童クラブ児童からのメッセージカード贈呈等）

④ 季節行事の実施

- 日帰り旅行（施設見学等年3回） ○端午の節句フェスタ ○県老人ホーム輪投げ大会
- 夏祭り（岩波町内会・第一滝山子どもクラブ共催） ○県芸能祭 ○敬老会 ○芋煮会
- クリスマス点灯式 ○新年行事 ○節分フェスタ ○お雛さまフェスタ

⑤ 食 事

ア 食事時間（2交代）

- ・朝食 1回目 7：10～7：40 2回目 7：40～8：10
- ・昼食 1回目 11：30～12：00 2回目 12：00～12：30
- ・夕食 1回目 17：45～18：15 2回目 18：15～18：45

イ 栄養の方針

「日本人の食事摂取基準」の身体活動レベルIを目指す。

ウ 献立の方針

- ・季節を感じ取れ、「やまがた」の特徴を生かした変化のある献立を計画する。
- ・お供えした鏡もちを使った料理（おしろこ・茶碗蒸し等）を提供する。

エ 留意点

- ・介護の重度化に伴う嚥下機能の低下に対応した食事を提供する。
- ・選択食のバリエーションを増やして実施する。
- ・感染症発生時の対応策（感染拡大防止、使い捨て食器使用等）を講じる。
- ・日常から災害時における非常食等の管理徹底を図る。
- ・食事に関する満足度調査を実施する。

⑥ 入 浴

毎週月・水・金曜日13時～16時に入浴し、自立者と介助者に分け、随時入浴者をアナウンスして整然と安全に配慮して入浴介助を行う。

また、風呂の日には、天神の湯（源泉）及び菖蒲や柚子を入れた湯、そして色彩と香り豊かな入浴剤を入れて実施する。

⑦ リハビリテーション

ロコモティブシンドローム（通称「ロコモ」）予防のため、リハビリ体操や花笠ちゃん体操（毎朝9時～）を実施する。

⑧ 出張販売……食品（毎週1回）、衣類（月2回）の販売を実施する。

⑨ 床 屋……理美容店の来荘による理美容（月1回）を実施する。

(4) 生活相談

- ① 入居者とその家族（親族）からの相談に助言・指導する。
- ② 入居者の自立に必要な指導及び援助を行う。
- ③ 入所者の預貯金の適正な管理を行う。

④ 関係機関（行政機関、地域包括支援センター等）との連携を図る。

(5) 職員研修

職員のスキルアップを目指すとともに、入所者へのサービス向上を図るため職員研修を実施する。また、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

○嘔吐物処理実技（感染症対策） ○介助技術基本実技 ○水分補給ポイント

○AED実践 ○接遇実技指導 ○個人情報保護

◇全国及び東北老人福祉施設大会（全体会・分科会等）

◇養護老人ホーム施設長及び職種別研修（提出議題の協議・情報交換等）

◇県福祉研修センター及び市社会福祉協議会主催研修への参加

(6) 各種委員会

① リスクマネジメント委員会を開催する。（事故原因及び事故防止対策）

② 防災委員会を開催する。（防災訓練計画の策定及び訓練の実施）

③ 感染症対策委員会を開催する。（感染症対策の周知徹底、実技指導）

④ 食事の委員会を開催する。（献立の検討、郷土料理及び新メニューの追加）

(7) 会議

① 経営会議を毎月開催する。

② 職員会議を毎月開催する。

③ べにばな通り、さくら・こまくさ通り「職員ミーティング」を開催する。

④ サービス担当者会議（特定施設契約、介護認定更新等）を実施する。

⑤ カンファレンス（状態変化時の援助会議）を実施する。

(8) 健康及び衛生管理

① 健康診断（年2回）を実施する。

② 往診（内科、精神科、皮膚科、整形外科）を実施する。

③ 訪問歯科診療を実施する。（介護認定該当者対象）

④ インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防を徹底する。（予防接種、食事前の手洗い、うがい、マスク着用、適切な嘔吐物処理、居室等への進入制限）

⑤ 集会室、食堂等へ除菌消臭器及び加湿器を設置し、健康維持・感染症予防に努める。

⑥ 浴槽のレジオネラ菌及び水道水残留塩素測定と受水槽清掃等の検査を実施する。

⑦ 布団乾燥機で快適に就寝してもらうとともに、除菌及び水分除去等を行い、感染症予防対策の一環として実施する。（年4回）

(9) 災害及び事故防止対策

① 岩波町内会、小立町内会及び地区内福祉施設等との「災害時相互応援協定」に基づいた合同防災訓練を実施する。

② 「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定」に基づいた防災訓練を実施する。

③ 山形市との「福祉避難所の指定等に関する協定」に基づいた福祉避難所としての具体的対応を検討するとともに、要援護者受入れ訓練を実施する。

④ リスクマネジメント委員会を毎月実施し、ヒヤリハット検証により事故の再発防止に努める。

⑤ 安全対策として、危険箇所の点検を実施する。

(10) 地域交流

① 施設行事の共催及び各種行事への案内（夏祭り等）を行う。

② 地区関係機関（町内会、民生委員、警察、消防、学校、近隣福祉施設等）との連携を図る。

③ 広報紙「あたご荘だより」を発行する。

④ 地域及び近隣福祉施設との合同防災訓練を実施する。

(11) 実習生の受入れ体制

看護師、介護福祉士等の資格取得に係る実習生の受入れを実施する。

(12) 節電・省エネの取組み（照明の点灯制限）

① 使用していない部屋の電灯をこまめに消灯する運動を展開する。

② 冷暖房器具は、適正な温度設定の徹底を図る。

(13) 入所者の満足度の把握及び事業内容等の改善

① 荘長と語る会を実施する。（7回、毎回10人程度）

② アンケート調査（食事、設備、職員応対）を行い、改善策を協議し是正する。

(14) 苦情解決

① ご意見箱を設置し、入所者及び家族等の意見・要望に沿った改善に努める。

② 第三者委員に報告し、指導を仰ぎ再発しないよう努力する。

(15) 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対処する。

Ⅶ 指定訪問介護（介護予防訪問介護）事業所 ヘルパーステーションあたご

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の援助（介護予防含む）を行うとともに、介護全般にわたる支援を実施するため、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活レベルの向上に資するサービス提供を目指す。
- (2) 利用者ニーズを的確に把握するとともに人格を尊重し、利用者の選択に基づいた適正なサービスの提供に努める。
- (3) 感染症予防及び拡大阻止を図るため、日常的に予防活動と対応策の徹底を図る。

2 事 業 内 容

(1) 提供する介護サービスの内容

要支援と要介護の方々を対象に、食事介助、入浴介助、排泄・清拭介助と移動・移乗介助、衣類着脱介助及び口腔ケア、通院介助等の介護サービスを提供する。

(2) 営 業 時 間

毎日午前7時から19時までの12時間営業を行う。（年中無休）

3 会 議

職員会議（あたご荘と合同）、ミーティング及びサービス担当者会議を開催する。

4 職 員 研 修

職員のスキルアップを目指すとともに、入所者へのサービス向上を図るため研修を実施する。また、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

※あたご荘職員との合同研修として実施する。

5 苦 情 解 決

- ご意見箱を設置し、利用者及び家族等の意見・要望に沿った改善に努める。
- 第三者委員に報告し、指導を仰ぎ再発しないよう努力する。

6 情 報 の 公 開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対処する。

Ⅷ たきやま地域包括支援センター

1 目 標

高齢者が住み慣れた滝山地区で、尊厳ある生活を継続することができるよう、介護予防対策や援助を行い、心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上や生活の安定のため、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどの業務を行う。

また、平成27年度介護保険制度の改正に伴う地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを促進する。

2 担当区域

滝山地区

3 営業日

毎週月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

4 事業内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務の実施

ア 地区におけるネットワーク体制の構築

要援護高齢者の早期発見のため、民生委員及び福祉協力員等との信頼関係を構築する。
また、要援護高齢者が抱える課題に適切に対応していくため、ネットワーク連絡会を開催する。

イ 総合相談支援の実施

高齢者本人、家族又は近隣の住民等からの相談に対し、適切なサービスや制度の利用又は機関の紹介を行う。

ウ 高齢者の実態把握

高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集及び地域ネットワークの活動などを通して高齢者の実態を把握し、必要な場合には、適切なサービスや制度の利用又は機関を紹介し、継続的に支援する。

エ 公的保健福祉サービスの利用調整

要援護高齢者が心身の状況に応じ必要な公的保健福祉サービスを利用できるよう、申請手続の代行等を行うとともに、サービスの利用調整を行う。

② 権利擁護業務の実施

ア 成年後見制度の活用促進

イ 高齢者虐待対応及び防止の啓発

ウ 消費者被害の対応及び防止のための啓発

エ 困難事例への対応

オ 老人福祉施設等への入所支援

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含

めた関係機関との連携体制を構築するとともに、地区内の介護支援専門員と関係機関の連携強化を図る。

また、介護支援専門員が連携し、介護保険サービス以外の福祉サービスも活用できるよう支援する。

イ 地区内の介護支援専門員のネットワーク構築・活用

介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、ネットワークを構築するとともに、情報共有と連携を推進して積極的に活用する。

ウ 個別支援・相談対応

地区内の介護支援専門員から個別ケース相談及びケアプラン作成、サービス担当者会議について相談があった場合は適切に対処する。

また、資質向上を図る観点から、事例検討会や制度に関する情報交換会を実施する。

エ 支援困難事例等への助言・支援

地区内の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、助言を行い支援する。

④ 介護予防ケアマネジメント業務の実施

市が決定した二次予防事業の対象者のマネジメントを行う。

また、ロコモティブシンドローム（通称「ロコモ」）予防の普及啓発に取り組む。

⑤ 福祉サービス事業所等の情報提供

地区内の関係者及び関係機関等に福祉サービス事業所等の情報提供を行う。

⑥ 包括支援センターだよりの発行

たきやま地域包括支援センターだより「あんしん定期便」を発行し、介護予防等についての広報啓発を図るとともに、地域内のホットな情報を提供する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

① 認知症になっても住み慣れたこの地区で暮らし続けられる支援体制づくりのために、認知症サポーター養成講座を開催する。

② 地区内の高齢者支援等に関する課題を解決するため、他職種と連携したケース会議を開催する。

③ 要支援の利用者の介護サービス見直しに対応するため、地区内の物的資源と人的資源の調査を実施する。

(3) 介護予防ケアマネジメントの実施

要介護認定で要支援と認定を受けた高齢者に、指定介護予防支援事業者として介護予防サービス計画を作成し、対象者の状態把握及びサービス提供事業者等との連絡調整を行う。

5 職員研修

職員のスキルアップを目指すため、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

○個人情報保護 ○成年後見制度 ○高齢者虐待 ○消費者被害 ○困難事例

◇山形市及び市社会福祉協議会主催研修への参加

6 苦情解決

- 利用者家族等からのアンケート調査を行い、改善策を協議し是正する。
- 第三者委員に報告し、指導を仰ぎ再発しないよう努力する。

7 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対処する。

Ⅷ 指定居宅介護支援事業所あご荘

要支援・要介護状態になっても、利用者及び家族等介護者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい自立した生活を継続して営むことを支援するため、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 介護保険法に基づいた適正な業務を行い、利用者・介護者から信頼される事業所を目指す。
- (2) 要支援・要介護の方々のニーズを的確に把握するため、専門職員のスキルアップを図る。
- (3) 契約件数の安定化に努める。

2 営 業 日

毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

3 事 業 内 容

- (1) 課題分析・モニタリング調査を実施する。
- (2) 居宅サービス計画を作成する。
- (3) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取を行う。
- (4) 地域ケア会議へ積極的に参加する。
- (5) 居宅サービス計画を説明し同意をもらう。
- (6) 居宅サービス計画を交付する。
- (7) 計画に基づきサービス提供事業所へ依頼する。
- (8) 居宅サービス計画の実施状況の把握及び評価を行う。
- (9) 給付管理票を作成し提出する。
- (10) 要介護認定等に係る申請代行及び認定調査業務を実施する。
- (11) 介護保険施設の情報提供及び紹介を行う。
- (12) 医療機関及び地域包括支援センターと介護保険事業所等との連携を図る。

4 職 員 研 修

職員のスキルアップを目指すために、各種研修会に参加し業務に必要な知識を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

○個人情報保護 ○介護支援専門員連絡会 ○認定調査員現任研修

◇山形市及び地域包括支援センター主催研修への参加

5 苦 情 解 決

- ・利用者家族からのアンケートを実施し、意見・要望に沿った改善に努める。
- ・第三者委員に報告し、指導を仰ぎ再発しないよう努力する。

6 情 報 の 公 開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対処する。

X 指定通所介護（介護予防）事業所 山形市銅町デイサービスセンター

介護報酬の改定により、ますます施設の資質の向上が求められることになった。利用者が可能な限りその居宅において生活を継続できるように、身体的機能の維持を図ること、社会交流により精神の安定を図ること、そして、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 効率的な経営を目指し、稼働率85%以上の利用者の確保
- (2) 新規登録者、利用者の積極的な開拓
- (3) ケアプランに沿った、個別性を重視したサービスの確立
- (4) 家族、関係機関との連携強化
- (5) 研修の充実による職員の資質の向上及び質の高いケアの確立

2 事業内容

- (1) 営業日時 日曜日から金曜日（祝日を含む、ただし、12月31日～1月3日を除く。）
8：30～17：15

サービス提供時間 9：45～16：15 個人の援助計画に基づいてサービスを提供する。

(2) サービス内容

- ① 送 迎 身体状況に合わせた送迎方法
 - ② 健康管理 バイタルチェック（毎日）、健康指導、体重測定（隔月）、服薬管理（毎日）
 - ③ 排泄 利用者に応じた排泄の対応
 - ④ アクティビティ活動
 - ア 自由選択レクリエーション：トランプ・オセロ・将棋・習字・あやとり・塗り絵等
 - イ 全体レクリエーション：ビンゴ・双六ゲーム・ボール入れ・パターゴルフ・輪投げ・頭の体操・缶つりゲーム・カラオケ・ペットボトルボウリング等
 - ウ 行事：誕生会・初詣・豆まき・花見・七夕・納涼会・紅葉狩り・外食会等
 - ⑤ 食事 ・利用者の嗜好に合わせて、季節感を感じ取れる食事を提供する。
 - ・七草粥や誕生会時の赤飯等、行事食を工夫する。
 - ・利用者の身体状況に合わせた食事形態の提供
 - ⑥ 入浴 ・利用者の身体状況に合わせた入浴方法の提供（一般浴、特浴）
 - ・季節の湯を提供する（菖蒲湯・バラ湯等）
 - ⑦ 機能訓練 在宅生活が維持できるよう、身体・精神的な支援を機能訓練を通じて行う。
 - ア 全体訓練：体操
 - イ 個別訓練：個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施（歩行訓練、温熱療法等）
- (3) 各委員会の活性化・定例化
 - ・アクティビティ委員会、広報委員会、機能訓練委員会、給食委員会
 - (4) ボランティア等の積極的な受け入れ
 - ・介護ボランティア、慰問者の活用等

- キャリアスタートウィーク（中学生職場体験）、大学生の介護体験の受け入れ
- (5) 苦情解決委員会
苦情が発生した場合は苦情処理委員会を開催するとともに、山形市社会福祉事業団苦情解決規程に基づき、迅速誠実に対応する。
 - (6) 情報の公開
情報公開の請求に対しては、山形市社会福祉事業団情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対処する。
 - (7) 家族との連携
 - ア ケアプランに基づいた計画書の作成
 - イ 連絡帳の活用及び送迎時の情報を通して連絡を密にする。
 - ウ 広報誌「あかしやだより」（毎月）及び「せせらぎ」（年1回）の発行
 - (8) 健康及び衛生管理
 - ア 健康管理に努める。
 - イ 知識を習得することにより、適切な衛生管理に努める。
 - (9) 地域交流の推進
 - ア 地域交流スペースの活用及びその事業の推進
 - イ 地域ボランティアとの交流の推進
 - ウ 地域交流事業の実施（はつらつサロン等）
 - (10) 災害及び事故防止策
 - ア 非常災害に関する防災計画を立て、定期的に市営銅町住宅との合同による避難、救出その他の必要な訓練を行う。
 - イ サービス提供中の事故防止策を図り、事故原因を排除するとともに、常に気配り等で注意を怠らないようにする。
- 3 情報公表制度の対応強化（介護サービスの質の向上等に対する情報提供の整備）
 - 4 山形市委託事業の実施（シルバーハウジングの受託～市営銅町住宅・市営薬師町住宅）

XI 高齢者世話付住宅（市営銅町住宅・市営薬師町住宅）生活援助員派遣事業

山形市からの委託事業として山形市銅町デイサービスセンターから山形市高齢者世話付住宅（市営銅町住宅・市営薬師町住宅。以下「シルバーハウジング」という。）に生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援することを目的として次の事業を行う。

1 目 標

生活援助員を中心としてシルバーハウジング入居者との信頼関係を深めながら、安否確認や生活相談等を実施し、入居者が安心して生活を営むことが出来るように援助に努める。

2 業 務 内 容

(1) 生活相談・指導

生活援助員が相談室に滞在し生活相談業務（月8時間）を行う。

入居者から日常生活上の問題や悩みについて相談を受けた場合は、その課題解決に向けて援助を行う。対応が困難な場合は、関係機関との連携を図り解決に努める。

(2) 安 否 確 認

入居者の安否確認はインターホーン・電話・訪問等により確認し、日々の状況を把握する。状況に異変がある場合は必要な対応を図る。

(3) 一時的家事援助

入居者の一時的な体調の悪化等から家事が困難な場合は、一時的家事援助を行う。継続的に家事援助が必要な場合は各種福祉サービスの利用について連絡調整を図る。

(4) 緊急時対応

呼び出しボタンや呼び出しペンダント及び近隣入居者より緊急の通報があった場合は、インターホーン・電話・訪問により速やかに状況を確認し対応する。

(5) 勤務時間外の緊急時対応

勤務時間外に緊急通報があった場合は、委託する警備会社からの連絡を受け、「緊急通報マニュアル」に基づき迅速適正に対応する。

(6) 関係機関との連携

入居者の心身状況の把握・相談等の問題解決を図るため、連絡を密に行い連携を図る。

(7) 入居者懇談会、地域交流事業（銅町はつらつサロン等）の実施

(8) 苦情解決について

山形市社会福祉事業団苦情解決規程に基づき、迅速、的確な解決を図る。

(9) そ の 他

ア 市営銅町住宅内及び市営薬師町住宅内の生活相談室の管理

イ 実績報告書及び各種報告書の提出、書類関係等の整備

XII 指定居宅介護支援事業所どうまち

介護保険の中核を担う業務であることを踏まえ、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が安心して可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 利用者・地域・施設から信頼される事業所になる。
- (2) 利用者が適切な介護サービスの提供を受けるために、課題分析とモニタリングの充実を図りながら、各サービス事業者、関係機関との連携に努め、ケアプランの作成を行う。
- (3) 介護報酬による経営の維持に努める。

2 事業内容

- (1) 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
- (2) 介護予防支援業務を受託し、介護予防プランの作成を行う。
- (3) 要介護認定等に係る申請についての代行と認定調査を行う。
- (4) 利用契約書及び重要事項説明書の説明を行い、利用申込者の同意を得た上で居宅介護サービスの提供を行う。
- (5) 居宅介護者等の依頼を受けて、必要なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、課題分析を行い介護サービス計画書を作成する。
- (6) サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、介護サービス計画の実施状況の把握に努める。
- (7) 給付管理票の作成・提出を行う。
- (8) 山形市、法人内介護保険施設、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との連携に努める。
- (9) 認定調査・住宅改修意見書作成等、市からの委託契約に基づく業務を行う。
- (10) 年間計画に基づき研修に参加し、介護支援専門員としての資質の向上に努める。
- (11) 苦情解決規程に基づき、苦情相談窓口を設置し、受け付けた苦情は解決に向け迅速誠実に対応する。
- (12) 情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対処する。
- (13) 家族との連絡・調整を密にし、連携を強化する。
- (14) 定期的に各地域包括支援センター及び各事業所を訪問し、連携を密にしながら新規利用者の受け入れにつなげる。また、積極的に各種加算を取得して経営の維持に努める。